

令和 3 年度
定期監査結果報告書
(第 3 号)

袋井市監査委員

目 次

	ページ
1 監査の種類	1
2 監査の対象	1
3 監査の着眼点	1
4 監査の主な実施内容	1
5 監査の実施場所及び実施日	1
6 監査の結果	1
7 監査所見	2

令和3年度 定期監査結果報告（第3号）

1 監査の種類

定期監査(地方自治法第199条第4項)

2 監査の対象

浅羽北、豊沢、高南コミュニティセンターにおける令和3年11月末日現在の事務事業の執行状況、現金の取扱状況及び備品の管理状況を対象とした。

3 監査の着眼点

コミュニティセンターの財務に関する事務の執行が適正かつ効率的に行われているかを主眼として、合規性・有効性の観点から最少の経費で最大の効果が挙げられているか、また、事業の運営管理が合理的かつ効率的に行われているかを着眼点とした。

4 監査の主な実施内容

袋井市監査基準に準拠し、提出された監査資料及び関係帳票を確認するとともに、各コミュニティセンターにおいて、関係職員から事務事業の執行状況を聴取し、適正かつ効率的に執行されているかを監査した。

5 監査の実施場所及び実施日

実施場所	実施日
浅羽北コミュニティセンター	令和4年1月26日
豊沢コミュニティセンター	令和4年2月3日
高南コミュニティセンター	

6 監査の結果

監査の対象となった事務事業の執行状況は、おおむね適正に執行されているものと認められたが、次に述べる所見に留意して、適正な事務事業の執行に努められたい。

なお、監査の際に見受けられた軽微な事項については、その都度、関係職員及び所管課に改善又は検討を指導したので記述を省略した。

7 監査所見

各コミュニティセンター及び所管課に対する監査の所見は次のとおりである。

(1) コミュニティセンターへの所見

ア 備品管理等について

各施設における備品の管理は、整理、整頓、清掃、清潔が行き届いており、利用しやすい状態であった。

一部施設においては、冷蔵庫、棚等の転倒防止措置や書庫等からの物品の落下防止対策が未実施であった。施設利用者や職員の安全に配慮した対策を早急を実施するとともに、施設及び敷地内の防災対策の点検・強化に努められたい。

また、取得価格の単価が10万円未満であって備品として登録すべきものや、寄附を受ける際の手順を、備品管理の手引きにより再度確認し、適正な管理に努められたい。

(2) 協働まちづくり課への所見

ア 支払事務の効率化等について

準公金の支払事務の効率化及び口座振替手数料の経費節減等を図るため、キャッシュカードの運用や取扱いについて検討されたい。

イ コミュニティセンターの活動のホームページへの掲載について

コミュニティセンター職員が各施設のホームページに活動内容を掲載しているが、ホームページ編集業務の経験の差や、各コミュニティセンターでの更新頻度の差が出てきている。

コミュニティセンターを、市民により効果的に周知するため、活動状況の魅力ある写真やテロップを掲載する等、一定の水準確保のため、指導、支援を行われたい。

ウ 適正な備品の管理について

袋井市市有財産規則及び備品管理の手引きに基づき、適正に備品が管理されるよう、指示されたい。

また、施設内に混在しているまちづくり協議会等の備品について、台帳、使用、

保管、修繕等の管理状況を再確認し、明確な備品管理に努められたい。

エ 地区まちづくり協議会の予算書及び決算書について

地区まちづくり協議会の予算書及び決算書の科目が各協議会で異なっている。

所管課においては、協議会間で比較できるよう科目を統一し、運営管理に活用されたい。